

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律【概要】

目的

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与。（1条）

定義

国際競技大会等出場スポーツ選手

・国際的・全国的な規模のスポーツの競技会に出場し、又は出場しようとするスポーツ選手（2条1項）

スポーツ競技会運営団体

・スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体であって、スポーツの競技会の準備及び運営を行うもの（2条2項）

スポーツにおけるドーピング

・禁止物質の使用・所持、ドーピングの検査の妨害等の「国際規約に違反する行為として文部科学省令で定める行為」（2条3項）

ドーピング防止活動

・ドーピングの検査、スポーツにおけるドーピングの防止に関する教育・啓発その他のスポーツにおけるドーピングの防止に必要な活動（2条4項）

基本理念

- ①スポーツにおける公正性・スポーツを行う者の心身の健康の保持増進の確保（3条1項）
- ②ドーピングの検査における公平性・透明性の確保（3条2項）
- ③スポーツ競技会運営団体の自主性・自律性の確保（3条3項）
- ④スポーツの多様性への配慮（3条4項）

責務等



①スポーツにおけるドーピングの禁止

・国際競技大会等出場スポーツ選手は、不正の目的をもって、自己のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は他の国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、若しくは助けてはならない。（4条1項）

・国際競技大会等出場スポーツ選手を支援する者（“アントラージュ”）は、不正の目的をもって、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない。（4条2項）

②国の責務（5条）

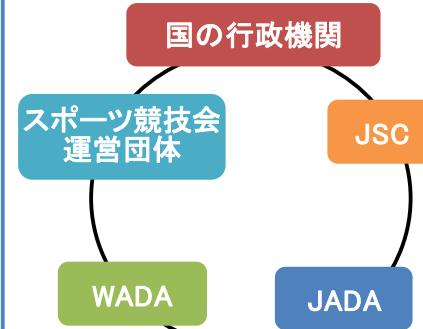
③日本スポーツ振興センター（JSC）の役割（6条）

④スポーツ競技会運営団体の努力（7条）

⑤関係者相互の連携及び協働（8条）

⑥地方公共団体の努力義務（9条）

⑦政府による法制上・財政上の措置等（10条）



基本方針

文部科学大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定める。（11条）

基本的施策

- ①ドーピング検査専門人材等の育成・確保（12条）
- ②研究機関が行う研究開発の促進（13条）
- ③国民に対する教育及び啓発の推進（14条1項）
- ④医師、歯科医師、薬剤師等の医療従事者に対する情報提供、研修機会の確保（14条2項）
- ⑤国の行政機関、JSC、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の間の情報共有（15条1項）
- ⑥文部科学大臣から関係行政機関の長に対する協力の要請（15条2項）
- ⑦国際協力の推進、JSC・JADAとWADAとの連携（16条）

検討

「政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」（附則2項）